

いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

2 いじめに対する本校の基本認識

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な取組を行う。
- (4) いじめの早期解決のために、学校内だけでなく各種専門機関と協力をして解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

3 いじめの未然防止のための取組

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり
 - ① 児童会が中心となって作成する本校の児童会目標を柱に児童自身の手でいじめゼロを目指す児童会活動を推進する。
 - ② 道徳の時間を要としながら、「いじめは絶対に許されない」という認識を児童がもつよう教育活動全体を通して指導する。
- (2) 自己有用感を高める教育活動の推進
 - ① 児童会活動を中心に、各種の行事や集会等で児童が活躍する場面を意図的に設定し児童の自己有用感を高める。
 - ② 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎的・基本的な知識・技能の定着を図ることで学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
 - ③ 小中連携による学力向上の取組の中でYOU トークによる学び合いを大切にし豊かな人間関係を育む。
 - ④ 学校・家庭・地域等児童を取り巻く全ての環境を見直し、「認め、ほめ、励まし、伸ばす」教育活動の徹底を図る。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- (1) いじめの早期発見のために
 - ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行う。
 - ② 気になる児童がいる場合には、語る会等において、職員間で気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守る。

- ③ 「心のアンケート」、「いじめのサイン発見チェックリスト（教師用、家庭用）」などをもとにし、児童を見つめ、向き合う時間を確保する。教育相談を積極的に行い、児童の悩みの早期発見や、人間関係を把握する。

(2) いじめの早期解決のために

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての職員で組織的に対応し、的確な役割分担で問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考えた対応を行う。
- ③ いじめている児童及び傍観者の立場にいる児童に対する指導においても、全職員で組織的に対応する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

(3) 家庭や地域、関係機関等と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をより密にし、学校側の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子等についての情報を集めて指導に生かす。
- ② 学校や家庭に話すことができないような状況を考慮し、「熊本県子どもいじめ相談電話」等のいじめ問題などの相談窓口の周知を徹底する。

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内

- ① 子どもを語る会：毎月1回：職員会議の前
全教職員で配慮を要する児童についての情報の共有、及び指導のあり方等についての共通理解を行う。
- ② いじめ不登校対策委員会：定例で月1回（必要に応じ臨時開催）
いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、情報集約担当、生徒指導担当、児童生徒支援教諭、養護教諭、必要に応じて当該学級担任による委員会を開催する。

(2) 中学校との連携（一の宮中学校との交流行事の実施）

6学年末に、小中連絡会を2回実施する。1回目は教師間で、2回目は一日体験入学を行う。また、新年度になって担任同士での情報交換会を実施して、児童一人一人の情報共有と中1ギャップの解消を目指す。

(3) 家庭や地域、関係機関との連携

犯罪性のあるいじめ・自殺等緊急を要する問題が発生した場合は、早急に適切な処置をとり管理職に報告する。また、状況によっては緊急いじめ対策委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。

【緊急いじめ対策委員会】

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、養護教諭、生徒指導担当、児童生徒支援教諭、情報集約担当者、PTA三役、民生児童委員、SSW、SC、阿蘇警察署で構成する。

6 いじめ問題の取組の検証・見直し

いじめ問題の取組等においては、年回3回の職員による自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、取組を評価し定期的に点検・見直しを実施する。